

居宅介護支援重要事項説明書

〈令和 6年 9月 1日現在〉

1. 当法人が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-753-2021 (8時30分～17時30分)

担当 介護支援専門員

*ご不明な点は何でもお尋ね下さい。

2. 居宅介護支援事業所 清寿園の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 清寿園		
法人名・所在地	社会福祉法人 清寿会	埼玉県春日部市内牧2072番地	
事業者・所在地	居宅介護支援事業所 清寿園	埼玉県春日部市内牧2072番地	
介護保険指定番号	1170600041号		
通常の事業の実施地域	春日部市		

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名	名	事業所管理	1名
介護支援専門員	3名以上	1名	ケアプラン作成	3名以上
事務職員	1名以上	名	経理事務	1名以上

(3) 営業日及び営業時間

月～土曜日(祝祭日も営業)	8時30分～17時30分(時間外は転送電話にて対応)
休日	日曜・12月29日～1月3日

*夜間・休日の緊急連絡先048-753-2021(24時間対応体制)

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

1	居宅サービス計画の作成依頼	5	介護サービス計画の作成
2	訪問(把握)	6	利用されるサービス事業者との契約
3	サービス内容、利用料等の説明	7	サービス利用
4	居宅支援事業者との契約		

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて別紙の金額をいただき、当法人からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日春日部市の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

① サービスを提供する地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

ア、サービスを提供する地域を越えた時点から、片道10キロメートル未満 150円

イ、サービスを提供する地域を越えた時点から、片道10キロメートル以上 300円

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始
 まずは、お電話等でお申し込みください。当法人居宅介護支援専門員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。
- (2) サービスの留意事項
 ①ケアプランに位置付ける居宅サービス事業者について複数の紹介を求める事が出来ます。
 ②ケアプランに位置付けた居宅サービス事業所の理由を求める事が出来ます。
- (3) 医療機関との連携について
 ①入院時に病院へ担当ケアマネージャーの事業所名・氏名等を医療機関に提供してください。
- (4) サービスの終了
 ①お客様のご都合でサービスを終了する場合
 1ヶ月前までにお申し出くださればいつでも解約できます。
 ②当法人の都合でサービスを終了する場合
 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。
 ③自動終了
 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 ・お客様が介護保険施設に入所した場合
 ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援・非該当(自立)と認定された場合。
 ・お客様がお亡くなりになった場合
 ④その他
 お客様やご家族などが当法人の職員に対して以下のような行為を行った場合には文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
 ・ビジネスや政治、宗教、思想団体への勧誘、宣伝行為
 ・その他本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

6. 当法人の居宅介護支援の特徴等

- (1) 運営の方針
 ①自立した生活へのサポート
 ②身体面だけではなく精神面にもサポートする
 ③状態悪化の防止、予防に役立つようにサービスを提供する
 ④利用者、家族の立場に立ったサービスの提供
 ⑤守秘義務の厳守

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
調査(課題把握)の方法	○	居宅サービス計画ガイドライン方式等
介護支援専門員への研修の実施	○	年1回以上
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合により解約した場合の解約料	×	
その他		

7. サービス内容に関する苦情

①当法人お客様相談・苦情担当

当法人の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 責任者 小河原 浩樹 電話 048-753-2021

②その他

当法人以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名 春日部市

担当 介護保険課 電話 048-736-1111

埼玉県国民健康保険団体連合会

苦情相談専用 電話 048-824-2568

8. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 清寿会
代表者役職・氏名 理事長 佐久間 勝
所在地・電話番号 埼玉県春日部市内牧2072番地
048-763-3331

定款の目的に定めた事業
1. 特別養護老人ホームの設置経営
2. 通所介護事業の設置経営
3. 短期入所事業の設置経営
4. 居宅介護支援事業の設置経営

指定事業所等
居宅介護支援 1ヶ所
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム 1カ所)
短期入所生活介護 (ショートステイ 1カ所)
通所介護 (デイサービス 1カ所)

令和 年 月 日

居宅介護サービスの提供開始にあたり、当事業所は利用者様に対して、契約書及び本書面に
基づいて重要事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 清寿会
理事長 佐久間 勝 印
所在地 埼玉県春日部市内牧2072番地
名称 居宅介護支援事業所 清寿園
〔指定番号〕埼玉県 1170600041号

説明者 職名 介護支援専門員 氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護サービスについての重要事項の説明を
受けました。

利用者 住 所

氏 名 _____ 印

代理人 住 所

氏 名 _____ 印

【重要事項説明書 別紙】

○ 担当介護支援専門員

氏名

連絡先TEL 048-753-2021

(8時30分～17時30分)

○ 料金

- ・居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり介護度や加算条件に合わせ、下記の料金となります。ただし、法定代理受領により当法人の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

(料金表／基本料金)

要支援1・2	472単位	4,918円
要介護1・2	1,086単位	11,316円
要介護3・4・5	1,411単位	14,702円

(初期加算料金)

初回加算	300単位	3,126円
------	-------	--------

(入退院時情報連携加算料金)

入院時情報連携加算	200単位～ 250単位	2,084円～ 2,605円
退院・退所加算	+300単位～ +900単位	3,126円～ 9,378円
通院時情報連携加算 (1回まで)	50単位	521円

(退院・退所加算料金)

(その他連携加算料金)

小規模多機能型 居宅介護事業所連携加算	300単位	3,126円
看護小規模多機能型 居宅介護事業所連携加算	300単位	3,126円
緊急時居宅カンファレンス加算	200単位	2,084円
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	4,168円

(特定事業所加算)

特定事業所加算 (Ⅱ)	421単位	4,386円
特定事業所加算 (Ⅲ)	323単位	3,365円

- ・保険単位数に1点の単価10,422円(6級地)を乗じて計算しておりますので、加算により料金に差異が生じることがあります。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦1ヶ月あたり介護度・加算要件にあわせた上記の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日春日部市の介護保険担当窓口へ提出しますと、全額の払戻しを受けることが出来ます。